

# 課税標準の分割に関する明細書(第 1 0 号様式)記載の手引

(令和 7 年改正)

- (1) 本都と他の道府県に事務所若しくは事業所(以下「事業所等」といいます。 )のある法人\*又は本都の特別区と市町村に事業所等のある法人\* (以下「都内分割法人」といいます。 )が申告書を提出する場合は、この明細書を必ず添付してください。課税標準額のない法人についてもこの明細書を提出してください。その際、「課税標準の総額」欄及び「分割課税標準額」欄の記載は要しません。
- (2) 地方税法(以下「法」といいます。 )第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、都民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、都民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

\*事業年度の途中に本都と他の道府県の間又は本都の特別区と市町村の間で本店を移転した法人を含みます。以下同様です。

## 1 分割基準

分割基準とは・・・

2以上の都道府県に事業所等を設けて事業を行う法人や都内分割法人が申告納付をする場合には、課税標準の総額を一定の基準で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

**都民税の分割基準** (法第321条の13第2項、第57条第2項)

都民税の分割基準は、**算定期間※<sup>1</sup>の末日現在における従業員の数**をいいます。

**事業税の分割基準** (法第72条の48第3項、第4項、地方税法施行規則第3条の14、第6条の2)

事業税の分割基準は、**主たる事業の種目によって用いる基準が異なります**。以下のアからオの区分にしたがって適用する分割基準を選択してください。各都道府県の課税標準額は、それぞれの方法で按分した額※<sup>2</sup>となります。

| 事業                                                               |           |    | 分割基準                               | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------|-----------|----|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 下記イからオ以外の事業<br>建設業、通信業、卸売業、小売業、銀行業、保険業、証券業、不動産業、サービス業、ソフトウェア業等 |           |    | 事業所等の数<br>及び<br>従業者の数              | <課税標準額の総額の2分の1><br>事業年度に属する各月の末日現在の事業所等の数を合計した数<br><課税標準額の総額の2分の1><br>事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数                                                                                                                                                                                                            |
| イ 製造業                                                            |           |    | 従業者の数                              | 事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数<br><div>&lt;資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人&gt;<br/>工場の従業者の数に、当該従業者の数<sup>(注)</sup>の2分の1に相当する数を加算してください。<br/>(注)工場の従業者の数が奇数である場合には、その数に1を加えて算定してください。</div><br>◎「イ 製造業」には、日本標準産業分類(総務省作成)における以下の業種が該当します。<br>①Eー製造業<br>②Rーサービス業(他に分類されないもの)のうち、<br>自動車整備業・機械修理業(電気機械器具を除く)・電気機械器具修理業 |
| ウ 倉庫業・ガス供給業                                                      |           |    | 固定資産の価額                            | 事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事業所等の有形固定資産の価額※ <sup>3</sup>                                                                                                                                                                                                                                                |
| エ                                                                | 電気<br>供給業 | 区分 | 発電事業等<br>特定卸供給事業                   | 固定資産の価額<br><br><課税標準額の総額の4分の3><br>事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額※ <sup>3</sup><br><課税標準額の総額の4分の1><br>事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産の価額※ <sup>3</sup>                                                                                                                                                |
|                                                                  |           |    | 一般送配電事業<br>送電事業<br>配電事業<br>特定送配電事業 | 電線路の電力の容量<br>及び<br>固定資産の価額<br><br><課税標準額の総額の4分の3><br>事業所等の所在する都道府県において、事業年度終了の日現在の発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電圧66キロボルト以上の電線路の電力の容量※ <sup>4</sup><br><課税標準額の総額の4分の1><br>事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産の価額※ <sup>3</sup>                                                                                      |
|                                                                  |           |    | 小売電気事業等                            | 事業所等の数<br>及び<br>従業者の数<br><br><課税標準額の総額の2分の1><br>事業年度に属する各月の末日現在の事業所等の数を合計した数<br><課税標準額の総額の2分の1><br>事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数                                                                                                                                                                               |
|                                                                  |           |    |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| オ 鉄道事業・軌道事業                                                      |           |    | 軌道の延長<br>キロメートル数                   | 事業年度終了の日現在における軌道の単線換算キロメートル数※ <sup>5</sup>                                                                                                                                                                                                                                                             |

分割基準の異なる事業を併せて行う法人においては、主たる事業の分割基準を使用してください。ただし、鉄道事業又は軌道事業とこれら以外の事業とを併せて行う場合は、課税標準をそれぞれの事業に係る売上金額により按分し※<sup>2</sup>、当該按分した額をその事業の分割基準により分割してください。また、主たる事業が電気供給業で2以上の区分に該当する法人は、別途、使用する分割基準を判定する必要があります。

### 留意事項

- ※1 法人税額の課税標準の算定期間をいいます。以下同様です。
- ※2 当該金額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
- ※3 当該事業所等の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- ※4 当該電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- ※5 当該軌道の単線換算キロメートル数にキロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。



東京都主税局

## 3 よくあるご質問

### 従業員の数

#### Q1. 従業員とは？

- A.** 従業員とは、当該事業所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与其他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいいます。したがって、従業員の数には、役員(無給の非常勤役員を含みます。 )のほか、アルバイト、パートタイマー等の人数を含めてください。(地方税法施行規則第6条の2の2第1項、取扱通知(県)第3章9の1、取扱通知(市)第2章59)

#### Q2. 派遣労働者は、派遣元会社と派遣先会社のどちらの従業員の数に含めますか？

- A.** 派遣労働者は派遣元会社から給与の支払いを受けますが、実際に勤務する派遣先会社の事業所等の従業員の数に含めます。(取扱通知(県)第3章9の1(2)ア、取扱通知(市)第2章59(2)ア)

#### Q3. 均等割の従業員の数 の算定方法と同じですか？

- A.** 原則として事業年度終了の日現在の事業所等の従業員の数 を算定する点では同じです。ただし、以下の点については、異なります。
- ① 均等割の従業員の数については、寮等の従業員数を含みます。
- ② 均等割の従業員の数については、アルバイト等の特例計算(取扱通知(市)第2章11)を行うことができます。
- ③ 分割基準の従業員の数については、事業年度途中で事業所等の設置、廃止又は従業員の数に著しい変動があった場合に月数按分計算(2ページ参照)を行います。

#### Q4. 事業年度途中で事業所等を設置・廃止した場合の、従業員の数 の算定方法を教えてください。

##### A. ポイント

- 事業所等の設置・廃止などにより事業所等を有していた期間が1年に満たない場合や、従業員の数に著しい変動がある場合には、2ページ下のアからウの計算式により、従業員の数 を算定します。
- 月数の算定は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは1月とします。
- 算出した従業員の数に、1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

(例)事務所設置日：令和X1年5月15日、決算日：3月31日、事業年度終了の日現在の従業員数：50人  
この場合、事務所を有している期間は10ヶ月と17日間ですが、1月に満たない端数(17日)を切り上げると、11月となります。  
2ページ下のアの計算式にあてはめると、

$$50人 \times \frac{11月}{12月} = 45.8人$$

最後に1人に満たない端数(0.8人)を1人とし、分割基準の従業員数は46人となります。

### 事業所等の数

#### Q5. 事業所等の数 の算定方法について教えてください。

- A.** 事業所等の数は、事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計した数値です。つまり、各月末日時点で存在する事業所等の数を足しあげたものです。例えば、1つの事務所が1年間あったならば、1ヶ所 × 12ヶ月 ⇒ 事業所等の数は12となります。

##### ①事業年度の末日が月の末日の場合

(例)  
事業年度 令和X1年4月1日 ～ 令和X2年3月31日  
a 事務所…**12**  
b 事務所…**12**

事業所等を有していた期間

|         | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計  |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| a 事務所   | ←  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 12 |
| b 事務所   | ←  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 12 |
| 各月末日の数値 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2   | 2   | 2   | 2  | 2  | 2  | 24 |

##### ②事業年度の末日が月の末日でない場合

(例)  
事業年度 令和X1年4月16日 ～ 令和X2年4月15日  
a 事務所…**12**  
b 事務所…**12**

|         | 4/16 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | 4/15 |    | 計  |
|---------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|------|----|----|
|         | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月   | 4月 |    |
| a 事務所   | ←    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |      | →  | 12 |
| b 事務所   | ←    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |      | →  | 12 |
| 各月末日の数値 | 2    | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2   | 2   | 2   | 2  | 2  | 2    | 0  | 24 |

##### ③事業年度途中で事業所等の新設・廃止がある場合

(例)  
事業年度 令和X1年4月1日 ～ 令和X2年3月31日  
a 事務所…**12**  
b 事務所(令和X1年5月15日設置)…**11**

| 5/15    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |  |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|
|         | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計  |  |
| a 事務所   | ←  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 12 |  |
| b 事務所   |    | ←  |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 11 |  |
| 各月末日の数値 | 1  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2   | 2   | 2   | 2  | 2  | 2  | 23 |  |

#### Q6. 事業年度中に月の末日が一度も到来しないときの事業所等の数 の算定方法は？

- A.** 解散や合併、決算期変更等があり、事業年度の期間が1月に満たないで、その上、その事業年度中に一度も月の末日が含まれない場合には、事業年度終了の日の事業所等の数となります。

(例)  
事業年度 令和X2年4月1日～令和X2年4月15日(解散)  
a 事務所…**1**  
b 事務所(令和X2年4月8日に廃止)…**0**

|         | 4月 |     |     | 計 |
|---------|----|-----|-----|---|
|         | 8日 | 15日 | 30日 |   |
| a 事務所   | ←  | →   |     | 1 |
| b 事務所   | ←→ |     |     | 0 |
| 各月末日の数値 |    | 1   |     | 1 |

編集発行

主税局課税部法人課税指導課

## 2 各欄の記載のしかたと記載例

●お願い  
課税標準額のない法人についてもこの明細書を提出してください。

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。

事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲んでください。

### 「課税標準の総額」

①から⑬までの各欄は、課税標準の総額を記載してください。  
なお、⑤から⑬までの各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。  
※①から④までの各欄は、通算法人及び通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)(平成22年9月30日以前に解散し、清算中の法人を除きます。)並びに本都内に恒久的施設を有する外国法人は記載しないでください。  
※⑤欄は、本都内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2④欄の金額を、(イ)及び(ロ)の金額の別を明らかにして記載してください。

### ☆「事業所等の数」と「従業者の数」を分割基準とする法人の分割課税標準額の計算手順

#### (1) 課税標準の総額(⑥から⑬の各欄)に、該当する金額をそれぞれ記載します。

その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例 ⑥欄 4,000,000

#### (2) 課税標準の総額の各欄(⑨欄を除きます。)の金額を二分します。

二分した金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例  $4,000,000 \div 2 = 2,000,000$

#### (3) (2) で算出した金額を、分割基準の「合計」欄のそれぞれの数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に各都道府県ごとのそれぞれの分割基準の小計の数値を乗じて得た額を算出します。

当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例(東京都分)

【従業者数按分】

$2,000,000 \div 155$

$= 12,903.225806...$

$12,903.225 \times 135$

$= 1,741,935$

※ア、イの1,000円未満の端数を切り捨てます。

1,741,000...⑭欄上段

1,142,000...⑭欄中段

【事業所数按分】

$2,000,000 \div 42$

$= 47,619.047619...$

$47,619.04 \times 24$

$= 1,142,856$

―イ

#### (4) (3) で算出したそれぞれの金額を合算します。

例  $1,741,000 + 1,142,000 = 2,883,000$

⇒当該分割課税標準額(東京都分)に基づき、税額計算を行います。

### 事業税欄の( )内

製造業で資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人が記載します。

当該法人の工場である事業所等について、法第72条の48第4項第1号ただし書の規定によって2分の1を加える前の従業者数を記載してください。

適用する分割基準の種類  
の番号に○印をつけてください。

適用する分割基準の種類  
に応じた単位  
を記載してください。

同一都道府県内に所在する事業所等ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載してください。

事業所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとに小計した数値を記載してください。

※名称を上段に、所在地を下段に記載してください。

### 従業者の数 ～事業年度の中で新設、廃止、従業者数に著しい変動があった場合の計算方法～

事業年度(都民税の場合には、「算定期間」と読み替えてください。以下同様です。)の中で新設、廃止、従業者数に著しい変動のあった事業所等にあつては、次に掲げる計算式により従業者数を算出します。(法第72条の48第5項、第6項、第321条の13第3項、第4項、第57条第3項、第4項)

・その数に1人に満たない端数を生じたときはこれを1人としします。

・計算式中における月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月としします。

|                                                                                    |                                      |   |                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---|---------------------------------|
| ア 事業年度の中で新設された事業所等                                                                 | 事業年度の末日現在の<br>従業者の数                  | × | 新設された日から事業年度の末日までの月数<br>事業年度の月数 |
| イ 事業年度の中で廃止された事業所等                                                                 | 廃止された月の前月末日<br>現在の従業者の数              | × | 廃止された日までの月数<br>事業年度の月数          |
| ウ 事業年度中の従業者の数に著しい変動のあった事業所等<br>(事業年度中の各月の末日現在の従業者の数のうち<br>最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事業所等) | 事業年度中の各月の末日現在の従業者の数を合計した数<br>事業年度の月数 |   |                                 |

### 課税標準の分割に関する明細書 (その1)

| 事業税（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）        |                  |                                      |                 |                                               | 都 民 税                            |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|---------------------------------|------------------|--------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------|--------------|----------------------|---------------------|---------|
| 課<br>税<br>標<br>準<br>の<br>総<br>額 | 所<br>得<br>金<br>額 | 年400万円以下の金額 ⑥                        | 円               |                                               |                                  | 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①   | （ ）円                           |               |              |                      |                     |         |
|                                 |                  | 年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦ | 4,000,000       |                                               |                                  | 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ② | 348,067,700                    |               |              |                      |                     |         |
|                                 |                  | 年800万円を超える金額 ⑧                       | 1,492,292,000   |                                               |                                  | 還付法人税額等の控除額 ③           |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 |                  | 計 ⑥+⑦+⑧ ⑨                            | 1,500,292,000   |                                               |                                  | 退職年金等積立金に係る法人税額 ④       |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 |                  | 軽減税率不適用法人の金額 ⑩                       | 000             |                                               |                                  | 差 引 計 ①+②-③+④ ⑤         | 348,067,000                    |               |              |                      |                     |         |
|                                 |                  | 付 加 価 値 額 ⑪                          | 000             |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 |                  | 資 本 金 等 の 額 ⑫                        | 000             |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 |                  | 収 入 金 額 ⑬                            | 000             |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
| 適用する事業税の分割基準                    |                  |                                      |                 |                                               | ① 従業者数<br>2. 固定資産の価額             |                         | ③ 事務所又は事業所数<br>4. 軌道の延長キロメートル数 |               | 5. 電線路の電力の容量 |                      |                     |         |
| 事務所又は事業所                        |                  | 事 業 税                                |                 |                                               |                                  |                         | 都 民 税                          |               |              |                      |                     |         |
| 名 称 及 び<br>所 在 地                |                  | 分 割<br>基 準<br>(単位= )<br><br>人、所      | 分 割 課 税 標 準 額   |                                               |                                  |                         |                                |               |              | 分 割<br>基 準<br>(単位=人) | 分 割<br>課 税<br>標 準 額 |         |
|                                 |                  |                                      | 年400万円以下の所得金額 ⑭ | 年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮ | 年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯ | 計 ⑭+⑮+⑯ ⑰               | 付 加 価 値 額 ⑱                    | 資 本 金 等 の 額 ⑲ | 収 入 金 額 ⑳    |                      |                     |         |
| 本<br>都<br>道<br>分                | 本社               | ( )                                  | 千円              | 千円                                            | 千円                               | 千円                      | 千円                             | 千円            | 千円           | 特別区分                 | 125                 | 280,699 |
|                                 | 新宿区西新宿2-8-1      | 125人<br>12所                          |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | 調布営業所            | ( )                                  |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | 調布市下石原4-5-9      | 10<br>12                             |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              | 市町村分                 | 10                  |         |
|                                 |                  | ( )                                  | 1,741<br>1,142  | 1,741<br>1,142                                | 649,869<br>426,369               |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | 東京都小計            | 135<br>24                            | 2,883           | 2,883                                         | 1,076,238                        | 1,082,004               |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | 札幌支店             | ( )                                  |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | 札幌市中央区北3条西7丁目    | 10<br>6                              |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      | 10                  |         |
|                                 | 旭川支店             | ( )                                  |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | 旭川市6条通10丁目       | 10<br>12                             |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      | 10                  |         |
|                                 | ( )              | 258<br>857                           | 258<br>857      | 96,276<br>319,776                             |                                  |                         |                                |               |              | 20                   | 44,911              |         |
| 北海道小計                           | 20<br>18         | 1,115                                | 1,115           | 416,052                                       | 418,282                          |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | ( )              |                                      |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | ( )              |                                      |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | ( )              |                                      |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
|                                 | ( )              |                                      |                 |                                               |                                  |                         |                                |               |              |                      |                     |         |
| 合 計                             |                  | 155人<br>42所                          | 3,998           | 3,998                                         | 1,492,290                        | 1,500,286               |                                |               |              |                      | 155                 | 348,065 |

第十号様式  
(令和六年改正)

## 記 載 例

### ×××株式会社

事業年度…… 令和X1年4月1日～令和X2年3月31日  
業 種…………… サービス業  
資本金の額…………… 1億円  
適用する事業税の分割基準…………… 従業者数・事業所数

- \*1 札幌支店は令和X1年10月20日に設置した。
- \*2 外形標準課税法人ではないものとする。
- \*3 2都道府県に事業所等を有するので「軽減税率適用法人」である。

| 事務所又は事業所 |               | 従業者数 |      | 事業所数 |
|----------|---------------|------|------|------|
|          |               | 期末人数 | 分割基準 |      |
| 本 社      | 新宿区西新宿2-8-1   | 125  | 125  | 12   |
| 調布営業所    | 調布市下石原4-5-9   | 10   | 10   | 12   |
| 札幌支店     | 札幌市中央区北3条西7丁目 | 20   | ※10  | 6    |
| 旭川支店     | 旭川市6条通10丁目    | 10   | 10   | 12   |

分割基準合計 155人 42所

※札幌支店  $20 \times \frac{6}{12} = 10$

### ● 事業所等の数の算定方法

|             |         | 月            | 4  | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計  |
|-------------|---------|--------------|----|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 東京<br>都     | 本社      | 1            | 1  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1  | 1  | 1  | 1 | 1 | 1 | 12 |
|             | 調布営業所   | 1            | 1  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1  | 1  | 1  | 1 | 1 | 1 | 12 |
| 北<br>海<br>道 | 各月末日の数値 | 2            | 2  | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2  | 2  | 2  | 2 | 2 | 2 | 24 |
|             | 札幌支店    |              |    |   |   |   |   |   | 1  | 1  | 1  | 1 | 1 | 1 | 6  |
|             | 旭川支店    | 1            | 1  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1  | 1  | 1  | 1 | 1 | 1 | 12 |
|             |         | 各月末日の数値      | 1  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2  | 2  | 2  | 2 | 2 | 2 | 18 |
|             |         | 分割基準(事業所等)合計 | 42 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |

### 事業税の「分割課税標準額」

「課税標準の総額」の各欄(⑨欄を除きます。)の金額を事業税の分割基準の「合計」欄の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとに分割基準を小計した数値を乗じた額を記載してください。  
なお、都内分割法人の場合には、事業税の欄は記載を要しません。

1人当たり、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。  
「分割課税標準額」の各欄に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

事業税の分割基準の数値と一致する場合は記載する必要はありません。

### 都民税の「分割課税標準額②」

「課税標準の総額」の「差引計⑤」欄の金額を都民税の分割基準の「合計」欄の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に都民税の「分割基準」の欄の「都道府県ごとに分割基準を小計した数値」を乗じた額を記載してください。

都内分割法人については、1人当たりの分割課税標準額に「特別区分の数値」又は「市町村ごとの分割基準を小計した数値」を乗じた額を記載してください。

本都内に恒久的施設を有する外国法人については、第6号様式別表1の2④欄の(イ)及び(ロ)の金額の計算の別を明らかにして記載してください。

・「事業所等の数」と「従業者の数」の計算が必要な場合は、本明細書の空欄又は別紙などを適宜お使いください。

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。